

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	学校給食課
委 託 業 務 名	学校給食費公会計システムサポート業務
委 託 業 務 場 所	大津市教育委員会事務局学校給食課
概 要	学校給食費公会計システムの運用保守、問合せ対応、軽微なシステム改修、定例会の実施等に関する業務
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	6, 9 5 4, 0 2 4 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪府大阪市中央区久太郎町 1－6－2 9 J R E 堺筋本町スクエア 〔名 称〕 株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務は、令和 6 年度まで随意契約にて富士通 Japan 株式会社に委託していた。 同社は、当該システムに精通し、関西エリアにおいて当該システムの販売、保守サポート全般ができる唯一の業者であった。 また、当該システムは本市仕様にカスタマイズをしており、プログラム修正やシステム障害があった際、同社しか対応できないためであった。 しかし、令和 7 年 2 月 2 7 日付け通知にて、当該システムの業務全般を同社のパートナー会社である株式会社インテックに移管する旨の申し出が本市にあった。 そのため、令和 7 年度のシステムサポートについては、株式会社インテックと随意契約を締結するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。